

令和6年度 石岡市自転車用ヘルメット購入支援事業

令和5年4月の道路交通法の改正により、自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務が全年齢に拡大されたため、市民の自転車乗用時のヘルメット着用を促進するためにヘルメット購入費用の一部を交付します。

交付額

交付額

2,000円(上限額)

2,000円に満たない場合は、購入額が交付額となります。

- ※ヘルメット購入時、クーポン券利用で割引を受けることができます。
- ※令和5年度に発行されたクーポン券は使用できません。
- 未使用のクーポン券を返却いただいた上で、再申請が可能です。

受付期間

令和6年 **4**月 **1**日(月) ~ 令和7年 **3**月 **14**日(金)まで

- ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付は終了となります。
- ※クーポン券の有効期限は令和7年3月31日までとなります。

交付対象者

○石岡市に住所を有し、自身が使用するための自転車用ヘルメットを事業協力店で購入する方。なお、購入者が未成年者の場合、保護者が交付対象者となります。

○OSGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク又は同等の認証等を受けた新品ヘルメットを購入する方。

※交付は使用者1人につき1回限りとなります。令和5年度に交付を受けた方は申請できません。

申請方法

○いばらき電子申請・届出システムにより申請

システムに必要事項を入力いただき申請することができます。審査完了メール受信後、クーポン券を窓口でお受け取りください。



電子申請QRコード

○窓口（コミュニティ推進課、八郷総合支所総務課）により申請
申請書兼クーポン券に必要事項をご記入いただいた上でご申請ください。承認後、窓口でクーポン券を発行します。

※クーポンお渡しの際には、本人確認書類が必要となります。

問い合わせ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

コミュニティ推進課 TEL: 0299-23-1111 FAX: 0299-23-2225

事業協力店一覧

・自転車屋なかじま	石岡市府中3-1-11	0299-22-3710
・篠塚サイクルセンター	石岡市国府6-4-16	0299-22-2781
・船見サイクル	石岡市杉並1-1-39	0299-22-3626
・ホームセンター山新 石岡店	石岡市八軒台5-46	0299-24-3431
・植木輪業	石岡市柿岡1886	0299-43-0123
・松下輪業商会	石岡市柿岡1994	0299-43-0182